

第 4 期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
営業時間短縮の協力要請について(案)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和 3 年 3 月 2 5 日 (木) 午後 9 時から 令和 3 年 4 月 1 2 日 (月) 午前 5 時まで
2 対象施設	(食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設) ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に 該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)
3 対象区域	仙台市全域
4 要請内容	午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業

- 時短要請相談窓口 (コールセンター) 電話 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 3 2
受付時間 毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※3月22日(月) 9 : 0 0 開設